

岩倉市住居確保給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を支給する事業(以下「本事業」という。)の実施について、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(本事業の目的)

第2条 本事業は、離職若しくは自営業の廃止(以下「離職等」という。)により、又は個人の責に帰すべき理由若しくは都合によらない就業機会等の減少(以下「やむを得ない休業等」という。)により離職等と同程度の状況となり、経済的に困窮し、住居を喪失した者(以下「住居喪失者」という。)又は住居を喪失するおそれのある者(以下「住居喪失のおそれのある者」という。)に対して、生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 規則第10条第5号に規定する期間の定めがない労働契約又は期間の定めが6か月以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 住宅扶助基準に基づく額 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助の額(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7の4(1)ア及びオの額(「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額))をいう。
- (3) 家賃額 支給対象者が賃借する賃貸住宅の1月当たりの家賃額をいうものとし、共益費、管理費等の費用は、含まないものとする。ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

(4) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金をいう。

(5) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

（実施機関）

第4条 本事業の支給審査、支給決定等の支給事務は、市が実施する。

2 本事業の相談及び受付業務並びに受給中の面接等の住居確保給付金の窓口業務については、自立相談支援機関（法第3条第2項における「生活困窮者自立相談支援事業」を実施する機関をいう。以下同じ。）において実施するものとする。なお、第12条第3項の規定により同条第2項に規定する申請書を提出した受給希望者（住居確保給付金の支給を受けようとする者をいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）が住居喪失者であり、新規に住宅を賃貸する場合は新たな居住地に所在する自立相談支援機関において、申請者が住居喪失のおそれのある者であり、現に住宅を賃借している場合は現居住地の自立相談支援機関において、窓口業務を行うものとする。

（支給対象者）

第5条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する生活困窮者とする。

(1) 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失していること又は喪失するおそれがあること。この場合において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（同一の世帯に居住し、生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族並びに法律上保護される内縁関係にある者をいう。以下同じ。）のいずれもが、当該申請者が就職活動を行うに当たって居住可能な住居を有していないこと。

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める者であること。

ア 離職等の場合 住居確保給付金の支給の申請をした日（以下「申請日」という。）において、離職した日又は自営業を廃止した日（以下「離職等の日」という。）から起算して2年を経過していない者

イ やむを得ない休業等の場合 申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の

責に帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にある者

(3) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件を満たすこと。

ア 離職等の場合 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた者（以下「主たる生計維持者」という。）（離職等の日においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請日においては主たる生計維持者となっている場合を含む。）であること。

イ やむを得ない休業等の場合 申請日の属する月において、主たる生計維持者であること。

(4) 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次のアに規定する基準額に家賃額を合算した額（以下「収入基準額」という。）以下であること（以下「収入要件」という。）。ただし、申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職、失業給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。なお、収入要件に関しては、次のイに定める事項に留意すること。

ア 基準額は、岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第26条第2項において定める市町村民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し、12分の1を乗じて得た額とする。なお、収入額は給与収入のみを用いて算出することとし、次に掲げる数式を用いて算出すること。

収入額－給与所得控除額＝所得額から収入額を換算する（1,000円未満切上げ）

イ 収入要件に関しては、次の(ア)から(エ)までの事項に留意すること。

(ア) 収入とは、給与収入の場合は社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額を除く。）を、自営業の場合は事業収入の額（経費を差し引いた控除後の額）をいう。なお、借入金、退職金及び(ウ)に規定する公的給付のうち臨時的に給付されるものについては、収入として算定しない。

- (イ) 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。
 - (ウ) 雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、年金等の公的給付については収入として算定する。
 - (エ) 20歳未満かつ就学中の子の収入は、含めない。なお、就学中の対象となる学校等に、大学等の夜間学部、高等学校の夜間等の定時制の課程等昼間以外の課程は、含まない。
- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金をいい、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金等は、含まない。）の合計額が前号アに規定する基準額（以下「基準額」という。）に6を乗じて得た額（当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円）以下であること（以下「資産要件」という）。
- (6) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動を行うこと。
- (7) 国の雇用施策による給付、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（就職活動要件等）

第6条 支給対象者は、支給期間中に、次に掲げる常用就職に向けた就職活動を行うものとする。

- (1) 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
- (2) 毎月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け安定所確認印をもらうこと。
- (3) 原則として、週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。

2 原則として支給対象者には、住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給対象者のアセスメントが行われ、その結果に

基づきプランが策定されるものとする。

- 3 前項のアセスメントにおいては、支給対象者の離職等の理由、離職等の期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択するものとする。
- 4 支給対象者は、自立相談支援機関において策定されたプランに基づき、次に掲げるとおり、誠実かつ熱心に就職活動等を行うものとする。
 - (1) 自らの就職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合又は自立相談支援機関の就労支援員の支援を利用する場合は、プランに基づき第1項の就職活動（以下「就職活動」という。）等を誠実かつ熱心に行うこと。
 - (2) 就労訓練事業を利用する場合についても、原則として、この事業をプランに基づき利用しながら就職活動を行うこと。ただし、アセスメントにおいて、就職活動を継続するよりも、この事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として、一定期間就職活動を留保することができる。なお、就職活動要件（第1項各号に掲げるものをいう。）を留保するかどうかについては、プランにおいて明確化することとし、プラン確定までは、就職活動を誠実かつ熱心に行うこと。

（支給額等）

- 第7条 住居確保給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、住宅扶助基準に基づく額）とする。
- (1) 申請日の属する月における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合 家賃額
 - (2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と家賃額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額
- 2 前項第2号の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。
 - 3 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は、住宅扶助基準に基づく額以下の家賃のものに限る。また、住居喪失のおそれのある者

については、住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象とするが、支給額は、住宅扶助基準額に基づく額を上限とする。

- 4 第1項第2号の場合において、世帯収入額が基準額以下となったときは、変更申請に基づき、支給額を変更することができる。

(支給期間等)

第8条 住居確保給付金の支給期間は、3か月間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給期間中に住居確保給付金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）が常用就職をできなかつた場合又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であつて、就職活動を誠実に継続していたときは、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長又は再延長（以下「延長等」という。）をすることができる。ただし、第5条各号（第2号を除く。）のいずれにも該当する者に限るとともに、その支給額は、延長等の申請時の収入に基づき前条第1項の規定により算出される金額とする。

- 3 支給開始月は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 新規に住宅を賃借する者 入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の賃料相当分から支給を開始する。

- (2) 現に住宅を賃借している者 申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

- 4 住居確保給付金は、申請日以降の家賃に充当するものとし、滞納した家賃に充当することはできないものとする。

(支給方法)

第9条 住居確保給付金の支給は、市から月ごとに支給するものとし、直接、不動産媒介業者等の口座へ振り込む方法（以下「代理受領による方法」という。）によるものとする。ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合であつて、市が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、公営住宅に限り、貸主の発行する納付書等での納付を認めるものとする。

(関係機関との連携等)

第10条 自立相談支援機関は、支給対象者の状況等について情報共有する等、市、公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関との連携を緊

密に行うものとする。

- 2 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、社会福祉協議会（受給者が総合支援資金等の貸付を受けている場合に限る。）等の関係機関に、決定通知書の写しを送付して情報提供するものとする。

（面接相談等）

第11条 自立相談支援機関は、受給希望者に対し、住居確保給付金の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策及び社会福祉協議会による貸付け事業等の関係事業の概要を説明するものとする。また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、優先して申請を促すものとする。ただし、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成及びプランの作成のための支援調整会議（岩倉市自立相談支援事業実施要綱（平成27年4月1日施行）第7条第2項に規定する支援調整会議をいう。以下同じ。）の開催を経ずに支給することができるものとする。この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告しなければならない。

- 2 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、支給対象者の要件、手続きの流れ等を説明するものとする。

（支給申請の受付）

第12条 自立相談支援機関は、受給希望者に対して、住居確保給付金申請時確認書（様式第1。以下「確認書」という。）を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項全てについて承諾をした上で申請することについて、記名を得るものとする。

- 2 自立相談支援機関は、受給希望者に対し、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式第2。以下「申請書」という。）への必要事項の記載等について助言を行うものとする。

- 3 受給希望者は、申請書に次条に規定する添付書類等を添えて、自立相談支援機関に提出するものとする。

- 4 自立相談支援機関は、次条第1号に定める本人確認書類を確認の上、不適正な受給が疑われる場合その他明らかに支給要件に該当しない場合を除き、申請を受理するものとする。ただし、添付書類が整っていない場合には、必要書類の追加提出を指示するものとする。

- 5 自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、申請者にその写しを交付するとともに、当該申請者が住居喪失者の場合は入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3。以下「予定住居通知書」という。）を、当該申請者が住居喪失のおそれのある者である場合は入居住宅に関する状況通知書（様式第4。以下「住宅状況通知書」という。）を、それぞれ交付するものとする。
- 6 申請を受け付ける際には、申請者に対し、再支給の申請ではないこと（過去に住居確保給付金を受けたことがないこと。）又は再支給の申請である場合には、従前の支給決定後に常用就職したが、新たに解雇（自己の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことについて、確認書により誓約させるものとする。

（添付書類等）

第13条 申請者が提出する添付書類等は、次のとおりとする。

- (1) 本人確認書類 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍謄本（抄本）のうちいずれかの写し
- (2) 離職関係書類 申請日を起点に、2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- (3) 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- (4) 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

（公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策による給付等利用状況の確認）

第14条 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない申請者に対し、申込みを指示するものとする。

- 2 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写しを、自立相談支援機関に提出するものとする。
- 3 雇用施策等（雇用保険及び国の雇用施策による給付をいう。以下同じ。）の利用状況の確認については、申請者の申告によるものとするが、自立

相談支援機関は、必要に応じ、公共職業安定所に対し求職申込み及び雇用施策等の利用状況の確認を依頼するものとする。ただし、緊急の場合は、申請者に求職申込み及び雇用施策等の利用状況を確認する書類を交付し、公共職業安定所に持参し確認を得て、再度提出するよう指導するものとする。

(住居の確保及び賃貸住宅の不動産媒介業者等との調整)

第15条 住居の確保及び賃貸住宅の不動産媒介業者等との調整については、次のとおり行うものとする。

(1) 申請者が住居喪失者の場合

ア 自立相談支援機関は、申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト及び理解を得られた不動産媒介業者の情報を提供する等、住宅確保のための支援を行う。

イ 申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産媒介業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。

ウ 不動産媒介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後に、申請者が持参した予定住居通知書に必要事項を記載して、申請者に交付する。

エ 申請者は、交付を受けた予定住居通知書を自立相談支援機関に提出する。

(2) 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

ア 申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を自立相談支援機関に提出する。

ウ 申請者がクレジットカードを使用する方法により賃料を支払う場合は、利用明細の写しその他のクレジットカードで支払っていることが確認できる書類を自立相談支援機関に提出する。

(審査)

第16条 自立相談支援機関は、審査可能な申請書類を一式そろえた時点で受付印を押印し、市に送付するものとする。

2 市は、提出された申請書、第13条に規定する添付書類等及び第14条第2項の求職受付票（ハローワークカード）の写し並びに前条第1号

エの予定住居通知書、同条第2号イの住宅状況通知書等に基づき、支給申請の審査を行う。

3 市は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条第1項の規定に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主に対し報告を求めることができる。この場合においては、同項に基づく資料の提供又は報告を依頼する書類に、当該事項についての申請者の同意を含む申請書の写しを添付し、依頼をするものとする。

4 市は、第2項の審査の結果、申請内容が適正であると判断したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりの手続を行う。

(1) 住居喪失者である場合 住居確保給付金支給対象者証明書（様式第5。以下「対象者証明書」という。）を自立相談支援機関を經由して交付する。また、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって就職活動を開始することを申請者に伝えるとともに、住居確保報告書（様式第6）の用紙を交付する。

(2) 住居喪失のおそれのある者である場合 当該申請者に支給決定を行い、住居確保給付金支給決定通知書（様式第7。以下「決定通知書」という。）を自立相談支援機関を經由して交付する。

5 市は、第2項の審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断したときは、申請者に対して、不支給の理由を明記の上、住居確保給付金不支給通知書（様式第8）を自立相談支援機関を經由して交付する。この場合において、自立相談支援機関は、不動産媒介業者等に不支給の旨連絡を入れるものとする。

（住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結）

第17条 住居喪失者は、第15条第1号ウの規定により予定住居通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、前条第4項第1号の規定により交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。

2 前項の賃貸借契約を締結する際、社会福祉協議会において総合支援資金のうち住宅入居費の借入申込みを行っている者は、その申込みに係る申請書の写しも提示するものとする。この場合においては、当該賃貸借契約は、原則として停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込

まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約をいう。)とする。

- 3 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、前条第4項の規定により交付された住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、自立相談支援機関に提出するものとする。

(支給決定等)

第18条 支給決定に当たっては、申請者が住居喪失者であるか住居喪失のおそれのある者であるかにかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、それらの契約に係る賃貸借契約書の写しの提出を求めるものとする。

- 2 市は、申請者が住居喪失者である場合は、前条第3項の規定により提出された住居確保報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関を経由して交付する。

- 3 自立相談支援機関は、受給者に対し、次のとおり指導するものとする。

- (1) 確認書の誓約事項1を指示し、誓約事項の実行を指導する。

- (2) 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出する。

- 4 自立相談支援機関は、受給者に対し、常用就職届（様式第9）、公共職業安定所における職業相談を確認する書類及び受給中の就職活動の状況を確認する書類を交付するものとする。

- 5 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、社会福祉協議会（受給者が総合支援資金等の貸付を受けている場合に限る。）等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して、情報提供するものとする。

- 6 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境及び生活面の指導を行うものとする。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、利用明細の写し等により、住居確保給付金が賃料の支払に充てられていることを確認するものとする。

(常用就職及び就労収入の報告)

第19条 常用就職及び就労収入の報告は、次のとおり行うものとする。

- (1) 常用就職の報告 受給者は、支給決定後に常用就職した場合は、前条第4項の規定により交付された常用就職届を自立相談支援機関に

提出し、自立相談支援機関は、これを市に送付する。

(2) 就労収入の報告 前号による報告を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に提出し、自立相談支援機関は、これを市に送付する。

(3) 第5条第2号イに該当する受給者の収入の報告 第5条第2号イに該当する受給者は、収入額を確認できる書類を、毎月自立相談支援機関に提出し、自立相談支援機関は、これを市に送付する。

(支給額等の変更)

第20条 住居確保給付金の受給期間中の支給額の変更は、次に掲げる場合に限りに、受給者からの変更申請に基づき行うものとする。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合であって、第4号に該当するときは、支給方法の変更を行うものとする。

(1) 家賃額が変更された場合

(2) 家賃額の一部支給による支給の場合において、受給期間中に収入が減少した結果、世帯収入額が基準額を下回った場合

(3) 受給者の責によらず転居をせざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により市内での転居が適当である場合

(4) 不動産媒介業者等への賃料の支払方法について、変更の手続きを行い、代理受領による方法によることとなった場合

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととし、自立相談支援機関は、支給額の変更を申請しようとする受給者に対し住居確保給付金変更支給申請書（様式第10）を提出させ、それに基づき市において変更決定し、住居確保給付金変更支給決定通知書（様式第11）を自立相談支援機関を経由して交付した上で、支給額を変更する。

(支給の停止及び再開)

第21条 受給者が、住居確保給付金を受給中に国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、住居確保給付金の支給を停止する。

2 国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者から希望があったときは、住居確保給付金の支給を再開するものとする。ただし、支給期間は、通算して第8条第2項に規定する期間を限度とする。

3 支給停止の手続き等は、次のとおりとする。

(1) 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関を経由して、市に住居確保給付金支給停止届（様式第12）を提

出する。

(2) 市は、自立相談支援機関を経由して、当該受給者に対して住居確保給付金支給停止通知書（様式第13）を交付する。

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、就職者支援法第7条第1項に規定する認定職業訓練又は公共職業訓練等の修了時まで、住居確保給付金支給再開届（様式第14）を自立相談支援機関を経由して、市に提出する。

(4) 市は、自立相談支援機関を経由して、当該受給者に対して住居確保給付金支給再開通知書（様式第15）を交付する。

（支給の中断及び再開）

第22条 受給者が、住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により就職活動を行うことが困難になった場合は、受給者からの申請により、住居確保給付金の支給を中断する。

2 前項の規定により支給を中断した受給者に対して、その中断期間中、原則として、毎月1回面談、電話、電子メール等（以下「面談等」という。）により、当該受給者から体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、就職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

3 心身の回復により就職活動を再開できるときは、第1項の規定により支給を中断した受給者からの申請により、住居確保給付金の支給を再開する。

4 支給の中断及び再開の手続き等は、次のとおりとする。

(1) 疾病又は負傷により就職活動を行うことが困難になった受給者は、支給の中断を希望するときは、自立相談支援機関を経由して、市に住居確保給付金支給中断届（様式第16）及び医師の交付する診断書その他の疾病又は負傷により就職活動を行うことが困難である旨を証明する文書を提出する。

(2) 市は、自立相談支援機関を経由して、当該受給者に対して住居確保給付金支給中断通知書（様式第17）を交付する。

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により就職活動を再開することを要件として、住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）（様式第18）を自立相談支援機関を経由して、市に提出する。

(4) 市は、自立相談支援機関を経由して、当該受給者に対して住居確保

給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）（様式第19）を交付する。
（支給の中止）

第23条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、住居確保給付金の支給を中止し、受給者に対して住居確保給付金支給中止通知書（様式第20）を自立相談支援機関を經由して交付するものとする。

- (1) 受給者が、誠実かつ熱心に就職活動を行わない場合又は就労支援に関する市の指示に従わない場合 原則として、当該事実を確認した月の家賃相当分から支給を中止する。
- (2) 受給者が、常用就職し、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合 原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の家賃相当分から支給を中止する。また、受給者がその報告を怠った場合は、支給を中止できる。
- (3) 支給決定後、受給者が住居から退去した場合（第20条第1項第3号に規定する場合を除く。） 原則として、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- (4) 次に掲げる場合 直ちに支給を中止する。
 - ア 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合
 - イ 支給決定後、受給者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ウ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- (5) 受給者が生活保護費を受給した場合 生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- (6) 前条の規定により支給を中断し、当該中断を決定した日から2年を経過した場合 支給を中止する。
- (7) 前条の規定により支給を中断した受給者が、中断期間中において、毎月1回の面談等による報告を怠った場合 原則として、支給を中止する。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、受給者の死亡その他住居確保給付金を支給することができない事情が生じた場合 支給を中止する。

2 自立相談支援機関は、前項各号のいずれかに該当する事実を確認した

ときは、できる限り証拠をもって、直ちに市に対して報告をするものとする。

(住居確保給付金の支給期間の延長等)

第24条 支給期間の延長等を希望する受給者は、支給期間の最終月の末日(前条の規定により支給が中止される場合を除く。)までに生活困窮者住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)(様式第21)を自立相談支援機関を経由して市に提出するものとする。

2 市は、前項の受給者が、受給期間中に就職活動を誠実に従っており、かつ、第5条各号(第2号を除く。)のいずれにも該当することを確認の上、第8条第2項に規定する延長等の要件を満たしていると認めるときは、延長等の決定を行い、当該者に住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)(様式第22)を自立相談支援機関を経由して交付する。

(再支給)

第25条 受給者が、住居確保給付金を受給して常用就職した後に、新たに解雇(自己の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたことにより、第5条各号のいずれにも該当する者となった場合は、第7条第1項に規定する支給額、第8条に規定する支給期間等により、住居確保給付金を再支給することができるものとする。ただし、従前の住居確保給付金の受給中に第23条第1項の規定により支給を中止された者(同項第2号及び第5号の規定に該当して支給を中止された者を除く。)には、再支給しないことができる。

2 再支給の申請を受け付ける際には、当該申請をする者に対し、従前の支給決定後に常用就職したが、新たに解雇(自己の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたことについて、確認書により誓約させるものとする。

(不適正受給への対応)

第26条 市は、住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが判明した場合は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。この場合において、犯罪性のある住居確保給付金の不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発及び捜査への協力を行い、厳正な対応を行うものとする。

(不正受給防止のための取組)

第27条 市及び自立相談支援機関は、不正受給防止のため次の取組を行う。

- (1) 自立相談支援機関は、申請を受け付ける際、本人確認書類の写しを必ず提出させる。
- (2) 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給等の不適正な受給を防止する。
- (3) 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める。
- (4) 自立相談支援機関は、必要に応じ、受給者等の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境及び生活面の支援にあわせて、架空申請、又貸し等の不適正な受給を防止する。
- (5) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、利用明細の写し等により、住居確保給付金が賃料の支払に充てられていることを確認する。
- (6) 市は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに愛知県を經由して厚生労働省に報告する。

(暴力団員と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第28条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住居通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、予定住居通知書又は住宅状況通知書を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者がいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者がいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
 - (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
 - (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等している不動産媒介業者等
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
 - (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
 - (9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用する等している不動産媒介業者等
- 2 住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

(雑則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(住居確保給付金に関する暫定措置)
- 2 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、受給者（第5条第2号イに該当する者に限る。）は、第6条第1項第2号及び第3号に規定する就職活動を行うことを要しない。
- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第5条第6号及び申請書（裏面）の適用（同条第2号イに規定する場合（第5項の規定により申請日の属する月から起算して第10月目の月から当該申請日の属する月から第12月目までに当たる月分の生活困窮者

住居確保給付金を受けようとする場合を除く。)における適用を除く。)については、同条第6号及び申請書(裏面)中「公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同条第9項に規定する職業紹介事業者で地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者」とする。

- 4 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、やむを得ない休業等により離職等と同程度の状況となった場合における第5条第6号及び申請書(裏面)の適用については、第5条第6号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した就職活動」とあるのは「誠実かつ熱心に就職活動」と、申請書(裏面)中「受給中は、公共職業安定所に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に就職活動」とあるのは「受給中は、誠実かつ熱心に就職活動」とする。
- 5 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、住居確保給付金の支給について、申請日の属する月が令和2年4月から令和3年3月までの場合にあっては、当該申請に係る第8条に規定する支給期間を、3月ごとに12月までの範囲内で延長することができる。
- 6 前項の規定により申請日の属する月から起算して第10月目の月から当該申請日の属する月から起算して第12月目までに当たる月分の住居確保給付金を受けようとする者の第5条第5号の規定の適用については、同号中「基準額に6を乗じて得た額(当該額が1,000,000円を超える場合は、1,000,000円)」とあるのは、「基準額に3を乗じて得た額(当該額が500,000円を超える場合は、500,000円)」とする。
- 7 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、第24条の規定にかかわらず、住居確保給付金の支給を受けた者であって、その支給が終了した後に、令和3年2月1日から令和5年3月31日までの間に住居確保給付金の支給を申請したもの(住居確保給付金の支給が終了した後に、解雇(自己の責に帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合又はこの項の規定により住居確保給付金の支給を受けた者を除く。)が、第5条各号のいずれにも該当する者であるときは、3月間住居確保給付金を支給することができる。

- 8 新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化に鑑み、令和3年6月11日から令和5年3月31日までの間に住居確保給付金の支給を申請した者については、当該申請に係る支給期間中は、第21条第1項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年3月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市住居確保給付金事業実施要綱に規定されている様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の岩倉市住居確保給付金事業実施要綱に規定されている様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月3日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の岩倉市住居確保給付金事業実施要綱に規定されている様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の岩倉市住居確保給付金事業実施要綱に規定されている様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。